

【1. 公募型指名競争入札に付する事項】

1. 件名

- ①和泉市立槇尾山レクリエーションセンター無線環境構築業務委託
 - ②和泉市立槇尾山レクリエーションセンター無線機器等運用・保守業務委託
- ※本入札は、「環境構築」及び「運用・保守契約」を一括して執行するもの。

2. 履行場所

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター（和泉市槇尾山町1-2-1）

3. 契約期間

- ①契約締結日 ～ 令和9年3月31日
- ②令和9年2月1日 ～ 令和13年3月31日
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 入札方法

公募型指名競争入札（郵便入札）

- (1)本入札は郵便入札にて執り行う。
- (2)入札参加者は、本市ホームページ掲載の「和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱」、「郵便入札について」を熟読の上、配達指定日に到達するよう入札書等を郵送すること。

5. 入札保証金

要（ただし、和泉市財務規則第90条に該当する場合は免除とする）

6. 入札書記入

消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額相当額等の一切の諸経費を含め、見積った下記の合計額（消費税及び地方消費税額相当額を除く）を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳書も入札書と同時に提出すること。

- ①和泉市立槇尾山レクリエーションセンター無線環境構築業務の総額
 - ②和泉市立槇尾山レクリエーションセンター無線機器等運用・保守業務（50ヶ月分）
- 上記の総額を50ヵ月で除した1か月あたりの額

7. 入札予定価格

- ①和泉市立槇尾山レクリエーションセンター無線環境構築業務
総額 12,231,600 円（税抜）
月額 244,632 円（税抜）
- ②和泉市立槇尾山レクリエーションセンター無線機器等運用・保守業務（50ヶ月分）

総額 1,495,000 円（税抜）

月額 29,900 円（税抜）

※1 か月あたりの費用比較するため、本入札の予定価格は上記月額換算の合計金額とする

※入札金額は、上記内訳①～②をそれぞれ超えない金額を明示すること

8. 仕様書等関係図書配布

(1) 配布方法

和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

(2) 配布資料

ホームページに記載のとおり

9. 郵送書類及び郵送方法

(1) 郵送書類

①入札書（入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛に送付）

(2) 郵送方法

所定の事項を全て記入・押印し、入札書等郵送用指定封筒（入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレスあてに配布した当該案件用の封筒データにて作成）に(1)の書類を同封の上、次の①～③のいずれかの方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

①一般書留の配達日指定郵便

②簡易書留の配達日指定郵便

③一般書留の配達時間帯指定郵便（午前8時～正午）

10. 配達指定日

令和8年10月23日(金)

(1)「【1. 公募型指名競争入札に付する事項】9. 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札は、無効とする

(2)配達指定日以外に到着した入札は、無効とする

【2. 入札参加資格に関する事項】

入札参加表明時において、次の(1)～(10)の全てに該当すること。

(1) 和泉市における令和8年・9年度の入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないこと。

(4) 国税及び市税（和泉市内に本店・支店・営業所を存する場合）の未納がないこと。

(5) 参加者、参加者の役員又は従業員が過去10年間に於いて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

- (6) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。
- (7) 本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 大阪府における法律違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
- (9) 令和3年4月1以降の契約でかつ、官公庁と同種類・同規模の業務委託契約を1回以上締結しこれらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (10) 別紙「仕様書」に基づく業務が確実に遂行できること。

【3. 入札参加申請の提出期間及び場所】

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年9月18日（金）から令和8年9月25日（金）正午まで

(2) 提出先

〒594-8501

大阪府和泉市府中町大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市教育委員会 生涯学習推進室生涯学習担当

(3) 提出書類

①入札参加資格確認申請書兼誓約書

②【2. 入札参加資格に関する事項】(9)の実績を証明するもの（契約書の写し等）

(4) 提出方法

直接持参または郵送（簡易書留）とする。

* 郵送（簡易書留）の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。

【4. 通知日時及び方法】

「【3. 入札参加申請の提出期間及び場所】(3) 提出書類」の書類を提出した者には、参加資格確認結果通知書（指名通知書）を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

(1) 通知日時

令和8年9月28日（月）

(2) 通知方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

【5. 質疑書の提出期間及び方法】

「【4. 通知日時及び方法】で指名を受けた者は質疑有無に関わらず、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月9日（金）正午まで

(2) 提出書類

質疑用紙

(3) 提出方法

電子メール（shougai@city.osaka izumi.lg.jp ）まで提出する。

※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

【6. 質疑書回答の日時及び方法】

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

(1) 通知日時

令和8年10月16日（金）

(2) 通知方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。なお、辞退の意を示した者等へは回答しない。

【7. 入札（開札）の日時及び場所】

(1)入札（開札）日時 令和8年10月26日（月）午後4時00分

(2)入札（開札）場所 和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市役所 別館3階 3－4会議室（入札室）

【8. 落札者の決定】

(1)入札比較価格の制限の範囲内（入札最低制限価格を設けた場合は、入札比較価格と入札最低制限価格の範囲内。以下同じ。）で最低価格の入札者を落札者とする。入札は1回限りとし、入札比較価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、不調とする。

(2)入札比較価格の制限の範囲内で、落札者となるべき同価格の入札者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

【9. 契約金額の決定】

入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とする（ただし、端数は円未満切捨て）。

【10. 契約保証金】

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、和泉市財務規則第104条に該当する場合は免除する。

【11. 違約金の徴収】

落札者が契約を締結しないときは、和泉市財務規則第95条の2第2項により落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

【12. 契約の締結】

- (1) 落札者は、落札決定日から7日以内に契約を締結しなければならない。正当な理由なく7日以内に契約締結しない場合は、契約締結の意思なきものとして、落札者としての権利を失う。
- (2) 落札者は、契約締結までに和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止措置要件に該当した場合、落札者としての権利を失う。

【13. 契約代金等の支払い方法】

検査合格後、落札者から成果物の引渡しを受け、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

【14. 入札の辞退】

入札の辞退においては、配達指定日までに辞退届を提出すること。

【15. 入札の延期、中止】

郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることがある。

【16. 入札の無効】

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 設計図書等の配付を受けていない者のした入札
- (3) 一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- (4) 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
- (5) 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
- (6) 入札書記載の金額を訂正した入札
- (7) 【1. 公募型指名競争入札に付する事項】9. 郵送書類及び郵送方法の要件を満たさない入札
- (8) 配達指定日以外の日に到達した入札（入札を延期した場合を除く。）
- (9) 指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は指定封筒に登録印で封かん（割印）のないもの
- (10) 指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、商号又は名称が相違するもの
- (11) 積算内訳書の提出を求められた入札で、積算内訳書の提出がないもの
- (12) 積算内訳書の提出を求められた入札で、積算内訳書の合計額と入札書の金額が同一の金額でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

【17. 入札の失格】

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (2) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

- (3) 入札執行者及び職員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- (4) 事前公表された予定価格を上回る価格の入札
- (5) 事前公表された最低制限価格を下回る価格の入札
- (6) その他入札執行者において失格と認めた入札

【18. 異議の申立て】

入札参加者は、入札後、仕様書、現場等についての不明または錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により入札書等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

【19. 適用法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び和泉市財務規則

【20. 失格事項】

次の事項に該当した者は原則失格として扱い、本入札の参加資格を失うものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書兼誓約書等を指定された期限までに提出することができなかった者
- (2) 参加資格確認結果通知書で入札参加資格を有と認められなかった者
- (3) 和泉市の指示に従わなかった者
- (4) 「【2. 入札参加資格に関する事項】」の条件を満たさなくなった者

【21. 特記事項】

落札業者は、入札金額を算出した根拠資料を入札終了後提出すること。なお、様式については任意であるが、内容が明確なものであること。

【問い合わせ】

和泉市教育委員会生涯学習推進室生涯学習担当 担当：松下・小谷・河野

TEL：0725-99-8161

e-mail：shougai@city.osaka-izumi.lg.jp

〒594 8501 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号